

各務原市建築計画概要書等の写しの交付事務取扱要綱

(平成24年12月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第11条の3第1項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書（以下「概要書等」という。）の写しの交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第2条 写しの交付の対象となる文書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び省令第11条の3第1項に規定する閲覧することのできる書類のうち、概要書等とする。

(申請)

第3条 概要書等の写しの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、概要書等写しの交付願（別記様式）に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(写しの交付に係る不開示事項)

第4条 市長は、概要書等の写しを交付する場合においては、概要書等における個人の印影及び電話番号並びに間取り等の個人情報情報を不開示とするものとする。

(写しの交付に係る手数料)

第5条 申請者は、第3条の規定による申請の際、各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）に定める額の手数料を納付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、概要書等の写しの交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（令和7年6月11日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

概要書等写しの交付願

（宛先）各務原市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
電話（ ） —
担当者氏名・電話

下記の概要書等の写しを交付願います。

記

申請図書名	注：該当する図書の□にレ印を付してください。 □建築計画概要書（□処分等概要書） □築造計画概要書 □定期調査報告概要書 □定期検査報告概要書 □全体計画概要書		
申請理由			
確認済証交付年月日・番号 又は 敷地の地名地番			
その他事項	注：建築主等の氏名、建築年月日がわかる場合は記入してください。		
*受付処理欄	*決裁欄	*発行処理欄	
		発行年月日	年 月 日
		発行枚数	枚
		照合者氏名	印

備考

- *欄には記入しないでください。
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 概要書等における個人の印影及び電話番号並びに間取り等の個人情報を不開示とします。